

大町市ひとが輝くまちづくり事業 公開審査会審査要領

1 公開審査会の趣旨

「ひとが輝くまちづくり事業」は、市の第5次総合計画のまちづくりのテーマである「市民の参画と協働でつくるまちづくり」に基づき、市民の皆さんの熱意ある自主的なまちづくり活動を支援する制度です。

この事業の最大の特徴は、行政が補助金を決定するのではなく、市民の皆さんが審査員となり、市民の視点から審査し補助金を決定するという点です。

2 審査員

審査員は、大町市附属機関に関する条例に基づく「ひとが輝くまちづくり事業審査会」の委員です。

3 審査対象事業

ひとが輝くまちづくり事業のうち、伝統文化の継承事業、まちづくり事業のひろげようまちづくり活動、地域創生活動の3つの事業の区分（以下「事業の区分」という。）に分けて審査します。

4 審査の進め方

審査申込団体ごと①発表タイム②質問タイム③再アピールタイムの順に行います。

①発表タイム（5分）

申請内容についてのプレゼンテーション

②質問タイム（概ね3分）

審査員からの質問及びそれに対する回答

③再アピールタイム（1分）

補足、再度強調する点などの発表

※発表タイム及び再アピールタイムは、時間が経過したら、公平を期するため発表の途中でも強制的に打ち切ります。

5 審査基準

提出された審査申込書の内容とプレゼンテーションの内容を勘案し、本事業に相応しい内容であるか、下記の視点から審査し、採点します。

視点1 公益性・協働性

- ・地域課題やニーズに合致した事業か。
- ・多くの市民の共感が得られ、参加できる事業か。
- ・広く市民に効果をもたらすか。

視点2 計画・予算内容

- ・計画の内容、実施方法は適正か。
- ・予算は妥当か。
- ・新たな取り組みを加えたり、工夫を凝らした計画となっているか。

視点3 自立性・発展性

- ・補助金終了後の事業展開を想定しているか。
- ・事業の継続・発展は期待できるか。

視点4 総合

- ・プレゼンの発表内容はわかりやすく、適切であったか。
- ・やる気や熱意が感じられたか。

6 採点方法

- ①審査員には、上記の4視点10項目にもとづき、それぞれ5点満点により点数を付けていただきます。（10項目×5点＝50点満点）

5点	十分評価できる。
4点	評価できる。
3点	概ね評価できる。
2点	あまり評価できない。
1点	全く評価できない。

- ②最低点と最高点をカットし、残りの審査員の平均点をその団体の評価点とします。評価点は、小数点以下第3位を四捨五入します。

7 補助額の決定

- ①事業の区分ごとに、評価点の高い順に補助順位を付けます。評価点と同じ団体がある場合には、必要に応じてくじ引きにより補助順位を付けます。

②団体が獲得した評価点により、以下のとおり補助申請額に対する補助率を定め、補助額は補助申請額×補助率とします。

但し、30点未満の場合は、補助の対象外とします。

評価点	補助率
45点以上50点以下	100%
40点以上45点未満	95%
35点以上40点未満	90%
30点以上35点未満	85%
10点以上30点未満	0%

③事業の区分ごとに、予算の範囲内で、補助順位が上位の団体から順に補助額を確定していきます。

④事業の区分ごとに、次補助順位の団体の補助申請額が残予算額を超過した場合、補助を受けるか受けないかの意思確認を行います。辞退した場合は次位の団体を選択権が移ります。この手順を繰り返し、補助額を確定します。